

○墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付等要綱

昭和61年12月8日

61墨厚障第429号

改正 昭和62年8月5日62墨厚障第266号

昭和63年11月1日63墨厚障第498号

平成元年8月19日1墨厚障第383号

平成2年12月10日2墨厚障第348号

平成4年5月27日4墨厚障第1—2号

平成4年8月11日4墨厚障第333号

平成4年10月7日4墨厚障第341号

平成5年8月13日5墨厚障第390号

平成6年3月24日6墨厚障第985号

平成6年12月27日6墨厚障第636号

平成7年2月9日6墨厚障第727号

平成7年3月27日6墨厚障第1034号

平成8年12月19日8墨厚障第627号

平成10年1月6日9墨厚障第895号

平成10年6月30日10墨厚障第481号

平成10年12月21日10墨厚障第847号

平成11年3月25日10墨厚障第1019号

平成12年1月26日11墨厚障第892号

平成12年10月3日12墨福障第575号

平成13年3月30日12墨福障第1078号

平成14年3月1日13墨福障第1022号

平成14年6月27日14墨福障第309号

平成15年1月31日14墨福障第947号

平成15年6月20日15墨福障第427号

平成15年6月30日14墨福障第146号  
平成16年3月31日15墨福障第1128号  
平成17年6月3日17墨福障第310号  
平成18年9月29日18墨福障第830号  
平成20年4月1日20墨福障第1640号  
平成21年3月31日20墨福障第1785号  
平成22年2月11日21墨福障第2190号  
平成23年4月1日22墨福障第1856号  
平成25年3月28日24墨福障第2330号  
平成26年3月31日25墨福障第2228号  
平成28年3月2日27墨福障第2088号  
平成29年3月1日28墨福障第2037号

墨田区重度心身障害者（児）日常生活用具及び設備改善費給付等要綱（昭和55年2月1日55墨社発第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 重度障害者（児）日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は、在宅の重度の身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの及び同等の程度である者であって18歳未満のもの（以下「難病患者等」という。）に対し、浴槽等の日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）を行い、もって当該身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者及び難病患者等の日常生活を容易なものとするほか、視覚障害者に対し、点字図書の給付を行い、もって当該視覚障害者の点字による情報の入手を容易なものとすることを目的とする。

（用具の給付等の委託）

第2条 用具の給付等は業者に委託して行うものとし、点字図書の給付は給付を受ける者が別表3に掲げる点字図書出版施設（以下「出版施設」という。）から購入する方法により行うものとする。

（用具等の種目、及び給付等の対象者）

第3条 用具等の種目及び給付、又は貸与の区分は、別表1及び別表2の種目欄及び区分欄に掲げるとおりとし、その対象者は、それぞれ当該各表の対象者欄に掲げる身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者及び難病患者等（区内に居住する者に限る。）とする。ただし、法第76条第1項に基づく障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の2第1項及び第2項に定める者は、助成の対象者から除くものとする。

（用具の給付等）

第4条 用具の給付等又は点字図書の給付は、対象者からの申請に基づき行う。

2 給付対象者又はその扶養義務者は、次の各号に定めるところにより自己負担額を支払うものとする。

（1） 用具の給付にあつては、給付対象者の年齢その他の条件に応じて、墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付等実施要領（昭和61年12月8日61墨厚障第429号）に定める額

（2） 点字図書にあつては、一般図書（当該点字図書の原書となった墨字図書をいう。）の購入相当額

3 用具の貸与は無償とし、貸与期間は、貸与を受けた者が障害者支援施設等への入所その他の事情により当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

（給付等用具の管理）

第5条 用具の給付等を受けた者及びその扶養義務者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に反した者に対しては、改善命令を行うこととする。

3 前項の命令に従わない者に対しては、当該給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させ、又は貸与用具を直ちに返還させることができる。

(費用の請求)

第6条 用具を納入した委託業者又は点字図書を納入した出版施設が区長に請求することができる額は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 用具にあつては、当該用具ごとに別表に掲げる基準額（当該用具の額が基準額に満たない場合は、当該用具の額）から第4条第2項により支払った額を控除した額

(2) 点字図書にあつては、当該点字図書の価格から自己負担額を控除した額

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用の際、墨田区重度心身障害者（児）日常生活用具及び設備改善費給付等要綱（昭和55年2月1日55墨社発第12号）の規定により既に行つた日常生活用具の給付等に係る手続その他の行為は、この要綱の規定によつて行つたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

別表1

種目	区分	対象者	性能等	基準額	耐用年数
浴槽（湯沸器を含む。）	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹	浴槽は実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は水温25℃上昇させた	141,200円 浴槽 58,300円 湯沸器 10	8年

		に係る障害の程度が1級又は2級のもの	とき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	4,900円	
入浴担架	〃	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	洋式 82,400円 和式 133,900円	5年
入浴補助用具	〃	(1) 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害を有し、かつ、入浴時に介助を必要とするも	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)及び難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	90,000円	8年

		の (2) 難病患者 等で、入浴に介 助を要するも の			
T字杖・棒状のつえ	〃	(1) 身体障害 者手帳の交付 を受けた者 (児)で、下肢 又は体幹に係 る障害を有す る者又は精神 障害者で、服用 している薬の 副作用等によ り、通常の歩行 が困難な者 (2) 身体障害 者手帳の交付 を受けた者 (児)で、重度 の内部障害に より、通常の歩 行が困難な者	(1) 木材で十 分な強度を有 し、外装はニス 塗装とする。 (2) 主体は軽 金属とし、塗装 がないもの	(1) 3,500円  (2) 4,000円	3年
多点杖	〃	精神障害者で、服用している薬等の副作用等によ	つえの下部に三本以上の脚を有するものとし、主	10,500円	4年

		り、正常の歩行が困難な者	体は軽金属で塗装がないもの		
移動・移乗支援用具	〃	(1) 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害を有し、かつ、家庭内の移動等において介助を必要とするもの (2) 難病患者等で、下肢が不自由なもの	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの	60,000円	8年
便器	〃	(1) 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの	障害者(児)が容易に使用し得るもの	16,500円	8年

		の (2) 難病患者 等で、常時介護 を要するもの			
特殊便器	〃	(1) 原則として学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの (2) 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢に係る障害の程度が1級又は2級のもの (3) 難病患者等で、上肢に障害のあるもの	温水温風を出し得るもの又は障害者(児)及び難病患者等を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの	151,200円	8年
特殊マット	〃	(1) 原則として3歳以上の知的障害者(児)で、障害	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するため	36,300円	5年



	<p>の程度が最重 度又は重度の もの</p> <p>(2) 原則とし て3歳以上1 8歳未満の身 体障害者手帳 の交付を受け た児童で、下肢 又は体幹に係 る障害の程度 が1級又は2 級のもの</p> <p>(3) 18歳以 上の身体障害 者手帳の交付 を受けた者で、 下肢又は体幹 に係る障害の 程度が1級の もの(常時介護 を要する者に 限る。)</p> <p>(4) 難病患者 等で、寝たきり の状態にある もの</p>	<p>マット(寝具)に ビニール等加工 をしたもの</p>		
--	--	---------------------------------------	--	--

頭部保護帽	〃	<p>(1) 身体障害者(児)で、平衡機能又は下肢もしくは体幹に障害がある者</p> <p>(2) 知的障害者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの</p> <p>(3) 精神障害者で、服用している薬等の副作用等により、通常の歩行が困難な者</p> <p>(4) 18歳未満の難病患者等で、発作等により頻繁に転倒するもの</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	<p>(1) 12,160円 (レディメード)</p> <p>(2) 36,750円 (オーダーメイド)</p>	3年
訓練椅子	〃	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受け	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年

		た児童で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの			
携帯用会話補助装置	〃	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）で音声言語の著しい障害を有するもの	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	285,000円 タブレット端末用アプリは31,200円	5年
情報・通信支援用具	〃	(1) 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、上肢に障害があり、一般の機器では操作が困難なもの (2) 原則として学齢児以上の身体障害者	パソコンを操作する時に必要とする (1) 大型キーボード、ジョイスティック等の入力機器（上肢障害者） (2) 画面拡大ソフト等（視覚障害者） (3) ワンセグ	(1) 100,000円 (2) 100,000円 (3) 29,000円	5年

		<p>手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害があり、パソコンを使用することで社会参加が見込まれるもの</p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの</p>	<p>ラジオ（「点字表記」又は音声ガイド機能のあるもの）</p>		
点字ディスプレイ	〃	<p>18歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）又は視覚障害2級以上で、必要と認められるもの</p>	<p>文字等のコンピューターの画面情報を点字等に示すことができるもの</p>	383,500円	6年
活字文書読上げ装置	〃	<p>原則として学齢児以上の身体障</p>	<p>(1) 文字情報と同一紙面上</p>	99,800円	6年

		<p>害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級のもの</p>	<p>に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの</p> <p>(2) ICタグ等にあらかじめ情報を入力し対象物等に取り付け、当該ICタグ等の読み取り装置をICタグ等に近づけることでその情報を音声変換して出力する機能を有するもの</p>		
火災警報器	〃	<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は、光</p>	31,000円	8年

		<p>(児)で、その障害の程度が1級又は2級のものの</p> <p>(2) 知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度のもの((1)・(2)のいずれも、火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>	を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの		
自動消火装置	〃	<p>(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級のものの</p> <p>(2) 知的障害者(児)で、障害の程度が最</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年

		<p>重度又は重度のもの</p> <p>(3) 18歳以上の難病患者等</p> <p>((1)(2)(3)のいずれも、火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</p>			
特殊寝台	〃	<p>(1) 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 難病患者等で、寝たきりの状態にある</p>	<p>腕又は脚の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部又は脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの</p>	162,800	8年 円

		もの			
移動用リフト	〃	<p>(1) 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの</p> <p>(2) 18歳以上の難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの</p>	<p>障害者(児)及び難病患者等を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)</p>	257,500円	4年
体位変換器	〃	<p>(1) 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級のもの(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限</p>	<p>介護者が障害者(児)及び難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの</p>	15,000円	5年



		る。) (2) 難病患者 等で、寝たきり の状態にある もの			
特殊尿器	〃	(1) 原則とし て学齢児以上 の身体障害者 手帳の交付を 受けた者(児) で、下肢又は体 幹に係る障害 の程度が1級 のもの(常時介 護を必要する 者に限る。) (2) 難病患者 等で、自力で排 尿できないも の	尿が自動的に吸 引されるもので、 障害者(児)及び 難病患者等又は 介護者が容易に 使用し得るもの	154,500 円	5年
視覚障害者用ポ ータブルレコーダー	〃	原則として学齢 児以上の身体障 害者手帳の交付 を受けた者(児) で、視覚障害の程 度が1級又は2 級のもの	(1) 音声によ り操作ボタン が知覚又は認 識でき、かつ、 DAISY方式によ る録音並びに 当該方式によ	(1) 85,000 円	6年

			り記録された 図書の再生が 可能な製品で あって、視覚障 害者（児）が容 易に使用し得 るもの		
			(2) 音声等に より操作ボタ ンが知覚又は 認識でき、か つ、DAISY方式 により記録さ れた図書の再 生が可能な製 品であって、視 覚障害者（児） が容易に使用 し得るもの	(2) 48,0 00円	
時計	〃	18歳以上の身 体障害者手帳の 交付を受けた者 で、視覚障害の程 度が1級又は2 級のもの	視覚障害者が容 易に使用し得る もの	12,000円 音声時計は1 6,000円	5年
点字器（標準型）	〃	原則として学齢 児以上の身体障	(1) 32マス 18行、両面書	(1) 10,7 12円	7年

		<p>害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害を有するもの</p>	<p>真鍮板製 （2） 32マス 18行、両面書 プラスチック 製</p>	<p>（2） 6,798円</p>	
点字器（携帯用）	〃	<p>原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害を有するもの</p>	<p>（1） 32マス 4行片面書 アルミニウム製 （2） 32マス 12行片面書 プラスチック製</p>	<p>（1） 7,416円 （2） 1,699円</p>	5年
点字タイプライター	〃	<p>原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれている者に限る。）</p>	<p>容易に操作できるもの</p>	<p>63,100円</p>	5年
視覚障害者用拡大読書器	〃	<p>原則として学齢児以上の身体障</p>	<p>（1） 画像入力装置を読みた</p>	<p>198,000円</p>	8年

		<p>害者手帳の交付を受けた者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの</p>	<p>いもの（印刷物等）の上におくことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写しだせるもの</p> <p>(2) 印刷物を音声で読み上げることで、読書と同じ効果があるもの</p>		
音響案内装置	〃	<p>原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係る障害の程度が1級又は2級のもの（2級の者は、送信機のみに限る。）</p>	<p>視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの</p> <p>送信機は、歩行時間延長信号機用小型送信機とする。</p>	<p>1級 51,000円</p> <p>2級 7,000円</p>	10年
音声式体温計	〃	<p>原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害に係</p>	<p>視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの</p>	9,000円	5年

		る障害の程度が 1級又は2級の もの（視覚障害者 のみの世帯及び これに準ずる世 帯に限る。）			
体重計	〃	18歳以上の身 体障害者手帳の 交付を受けた者 で、視覚障害に係 る障害の程度が 1級又は2級の もの（視覚障害者 のみの世帯及び これに準ずる世 帯に限る。）	視覚障害者が容 易に使用し得る もの	18,000円	5年
電磁調理器	〃	(1) 18歳以 上の身体障害 者手帳の交付 を受けた者で、 視覚障害に係 る障害の程度 が1級又は2 級のもの (2) 18歳以 上の身体障害 者手帳の交付	障害者が容易に 使用し得るもの	41,000円	6年

	<p>を受けた者で、      上肢に係る障      害の程度が1      級又は2級の      もの</p> <p>(3) 18歳以      上の身体障害      者手帳の交付      を受けた者で、      下肢又は体幹      に係る障害の      程度が1級の      もの ((1)・      (2)・(3)のい      ずれも、障害者      のみの世帯及      びこれに準ず      る世帯に限      る。)</p> <p>(4) 18歳以      上の知的障害      者で、障害の程      度が最重度又      は重度のもの</p> <p>(5) 18歳以      上の身体障害      者手帳を受け</p>			
--	--	--	--	--

		た者で、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもので在宅酸素を使用しているため、ガス調理器具を利用することができないもの			
屋内信号装置	〃	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害に係る障害の程度が2級のもの（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
聴覚障害者用通信装置	〃	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機	テレビ電話 71,000円 FAX 42,000円	5年

		声、言語機能に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として認められるもの	器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	〃	喉頭を摘出し、音声・言語機能障害に係る身体障害者手帳の交付を受けた者（埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る。）	(1) 笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5, 150円 (気管カニューレ付の場合にあっては、 8, 343円とする。)	4年
			(2) 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮式に音源を口腔内に導き構音化するもの	72, 203円	5年
			(3) 埋込型用人工鼻	23, 760円	
情報受信装置	〃	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番	88, 900円	6年



			組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
会議用拡聴器	〃	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害に係る障害の程度が4級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	38,200円	6年
ガス安全システム	〃	(1) 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、咽頭摘出等により臭覚機能を喪失したものの（咽頭摘出等	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200円	8年

		により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) (2) 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)			
酸素吸入装置	〃	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能に係る障害の程度が原則として3級以上のもの(医療保険その他の制度による在宅酸素療	酸素ボンベ、スタンド及び吸入マスクを一体とするもの	46,400円	10年

		法に該当しない者で、医師により、酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。)			
酸素ボンベ運搬車	〃	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能に係る障害の程度が原則として3級以上のもの（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者及び本制度による酸素吸入装置の給付を受けたものに限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
ネブライザー（吸入器）	〃	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、呼吸器機能障害の程度が3級以	障害者（児）及び難病患者等が容易に使用し得るもの	36,000円	5年

		<p>上のもの又は同程度の身体障害者（児）で必要と認められるもの</p> <p>(2) 難病患者等で、呼吸器機能に障害のあるもの</p>			
たん吸引器	〃	上記に同じ	<p>上記に同じ</p> <p>(1) 電気式</p> <p>(2) 手動式</p>	56,400円	5年
空気清浄器	〃	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸機能に係る障害の程度が3級以上のもの	障害者が容易に使用し得るもの	33,800円	6年
透析液加温器	〃	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、人工透析を必要とするもの（自己連続携行式腹膜灌流患者に限る。）	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、透析液6本を同時に適温に加温し、かつ、保温できるもの	72,100円	5年

ルームクーラー	〃	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頸髄損傷等により体温調節機能を喪失したものの（体温調節機能を喪失している旨の医師の診断書又は意見書を添付すること。）	障害者が容易に使用し得るもの	172,100円	6年
フラッシュベル	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	障害者（児）が容易に使用し得るもの	12,400円	10年
携帯用信号装置	〃	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声言語機能に係る障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が視覚触覚等により知覚できるもの	20,200円	6年

ストーマ用装具	〃	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)で、直腸・小腸機能障害等により、人工肛門を設け排泄を行う者	(1) 消化器系 8,858円
		(2) 身体障害者手帳の交付を受けた者 (児)で、膀胱機能障害等により、人工膀胱を設け排泄を行う者	(2) 尿路系 11,639円
紙おむつ等	〃	原則として3歳以上の身体障害者(児)で、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とするもの (1) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害等により、排尿若し	12,000円

		<p>くは排便の意思表示が困難なもの</p> <p>(2) ストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストマ用装具を装着することができないもの</p> <p>(3) 二分脊椎による排尿機能障害又は排便機能障害のあるもの</p>			
収尿器（男子用）	〃	<p>脊髄損傷等による身体障害者（児）</p>	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもので、ラテックス製又はゴム製</p> <p>(1) 普通型</p> <p>(2) 簡易型</p>	<p>(1) 普通型 7,931円</p> <p>(2) 簡易型 5,871円</p>	1年
収尿器（女子用）	〃	<p>脊髄損傷等による身体障害者</p>	<p>(1) 普通型 耐久性ゴム製採</p>	<p>(1) 普通型 8,755円</p>	1年

		(児)	尿袋を有するもの (2) 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	(2) 簡易型 6,077円	
住宅設備小規模改修	〃	(1) 学齢児以上65歳未満で、下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の者 (2) 補装具として車いすの交付を受けた内部障害者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者） (3) 18歳以上の難病患者等で、下肢又は体幹機能に障害のあるもの		200,000円	
電磁波防護服	〃	身体障害者手帳	ペースメーカー	20,000円	2年



		の交付を受けた者（児）で、心臓機能障害の程度が1級で、ペースメーカー等を装着しているもの	等の不適切作動を防止する効果があるもの		
カーシート	〃	原則として18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、肢体不自由又は体幹に係る障害の程度が1級又は2級で、座位の保持していないもの	自動車内で専用を使用し、障害者の座位を保持でき、自動車のシートに確実に固定できるもの	50,000円	3年
動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）	〃	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの又は同等の身体障害者（児）で必要と認められたもの (2) 難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用しうるもの	157,500円	5年

		等で、人工呼吸器の装着が必要なもの		
--	--	-------------------	--	--

・本表の各種目別の基準額は、最高限度額を示したものであること。

別表 2

種目	区分	対象者	対象点字図書	給付基準
点字図書	給付	主に、情報の入手を点字によつてい る視覚障害者（児）	月刊や週刊等で 発行される雑誌を 除く点字図書	年間6タイトル又は24巻を 限度とする。  ただし、辞書等で1タイトル が24巻を超える場合は、全巻 一括給付することができる。  この場合、同一年度内におい て他の点字図書の給付はしない ものとする。

別表 3

点字図書給付対象出版施設名簿

No.	施設名等	住所	電話番号
1	株式会社 アイフレンズ 点字情報サービス	大阪府大阪市此花区西九条5— 4—4	06—6462— 1594
2	社会福祉法人 石川県視覚障害者協会 石川県視覚障害者情報文化 センター	石川県金沢市芳斉1—15—2 6	076—222— 8781
3	社会福祉法人桜雲会 桜雲会点字出版部	東京都新宿区高田馬場4—11 —14 藤和シティーホームズ高田馬場	03—5337— 7866

		102	
4	社会福祉法人 岡山ライトハウス 岡山ライトハウス点字出版 所	岡山県岡山市今1-7-25	086-241- 4226
5	柿本点字出版所	奈良県大和郡山市北郡山町87 -4	0743-53- 5659
6	社会福祉法人ぶどうの木 ロゴス点字図書館出版部	東京都江東区潮見2-10-1 0 日本カトリック会館	03-5632- 4428
7	社会福祉法人光友会 神奈川ワークショップ	神奈川県藤沢市瀬郷1008	0466-48- 1500
8	社会福祉法人 京都ライトハウス 京都ライトハウス点字出版 部	京都府京都市北区紫野花ノ坊町 11	075-466- 2268
9	社会福祉法人 佐賀ライトハウス 佐賀ライトハウス六星館	佐賀県佐賀市天神1-4-16	0952-29- 6621
10	社会福祉法人 雑草福祉会	埼玉県東松山市上野本2183	0493-23- 8989
11	財団法人すこやか食生活協 会	東京都港区東麻布1-3-8 八束ビル	03-3583- 9395
12	社会福祉法人 信愛福祉協会 信愛福祉協会点字出版部	東京都世田谷区喜多見9-6- 2	03-3489- 4049
13	点字民報社	大阪府大阪市住吉区荻田5-1	06-6697-

		— 2 2 ポポロあびこビル	9 0 5 3
1 4	宗教法人 天理教点字文庫	奈良県天理市三島町 2 7 1	0 7 4 3—6 3— 1 5 1 1
1 5	社会福祉法人 東京点字出版社	東京都三鷹市下連雀 3—3 2— 1 0	0 4 2 2—4 8— 2 2 2 1
1 6	社会福祉法人 東京光の家 光の家栄光園	東京都日野市旭が丘 1—1 7— 1 7	0 4 2—5 8 1— 2 3 4 0
1 7	社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会 東京ヘレン・ケラー協会点字 出版社	東京都新宿区大久保 3—1 4— 4 毎日新聞社早稲田別館内	0 3—3 2 0 0— 1 3 1 0
1 8	社会福祉法人 名古屋ライトハウス 名古屋盲人情報文化センタ ー	愛知県名古屋市港区港陽 1—1 —6 5	0 5 2—6 5 4— 4 5 2 1
1 9	日本漢点字協会	大阪府吹田市青山台 3—4 1— 9	0 6—6 8 3 1— 4 5 6 5
2 0	社会福祉法人 日本点字図書館 日本点字図書館図書制作部 点字製作課	東京都新宿区高田馬場 1—2 3 —4	0 3—3 2 0 9— 0 6 7 1
2 1	社会福祉法人 日本盲人会連合 日本盲人会連合点字出版社	東京都新宿区高田馬場 1—1 0 —3 3	0 3—3 2 0 0— 0 0 1 1
2 2	視覚障害者支援総合センタ	東京都杉並区上萩	0 3—5 3 1 0—

	—	2—37—10Keiビル	5051
23	社会福祉法人 日本ライトハウス 日本ライトハウス点字情報 技術センター	大阪府東大阪市森河内西 2—14—34	06—6784— 4414
24	平井点字社	香川県高松市宮脇町2—7—2 2	087—861— 4897
25	毎日新聞社点字毎日部	大阪府大阪市北区梅田3—4— 5	06—6346— 8386
26	六点漢字協会	東京都練馬区中村3—37—1 3	03—3998— 4936
27	有限会社オフィスリエゾン	京都府城陽市寺田市ノ久保2— 63	0774—56— 3907
28	有限会社リブート	埼玉県鳩ヶ谷市桜町5—5—3	048—288— 0899
29	エスケーパー	愛知県岩倉市宮前町2—63	0587—66— 7662
30	点字印刷出版 雑草の会	東京都荒川区西尾久1—3—8	03—3810— 1241
31	広島ブレイルセンター	広島県広島市安佐南区大塚西 3—3—45—1006	082—848— 9351

○墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付等実施要領

昭和61年12月8日

61墨厚障第429号

改正 昭和62年8月5日62墨厚障第266号

昭和63年11月1日63墨厚障第498号

平成元年8月19日1墨厚障第383号

平成2年12月10日2墨厚障第348号

平成4年5月27日4墨厚障第1—2号

平成4年10月7日4墨厚障第341号

平成6年3月31日5墨厚障第1037号

平成6年12月27日6墨厚障第636号

平成8年12月19日8墨厚障第627号

平成11年3月25日10墨厚障第1019号

平成12年3月31日11墨厚障第1048号

平成12年10月3日12墨福障第575号

平成14年3月1日13墨福障第1022号

平成15年6月20日15墨福障第146号

平成15年6月30日14墨福障第146号

平成17年6月3日17墨福障第310号

平成18年9月29日18墨福障第830号

平成20年4月1日20墨福障第1640号

平成21年3月31日20墨福障第1785号

平成22年2月11日21墨福障第2190号

平成25年4月1日24墨福障第235号

平成26年3月31日25墨福障第2228号

平成28年3月2日27墨福障第2088号

平成29年3月1日28墨福障第2037号

重度心身障害者（児）日常生活用具及び設備改善費給付等実施要領（昭和55年5月30日55墨社発第257号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、墨田区重度障害者（児）日常生活用具給付等要綱（昭和61年12月8日61墨厚障第429号。以下「要綱」という。）に基づく、日常生活用具（点字図書を除く。以下「用具」という。）の給付等の事務の実施に必要な細目を定めるものとする。

（対象者から除外される者）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、要綱第3条に規定する給付等の対象者から除外するものとする。

（1） 現に障害者支援施設、児童福祉施設、救護施設又は老人ホーム等（通所施設を除く。）に入所中の者及び入院中の者（ストーマ用装具又は埋込型用人工鼻の給付対象者を除く。）。ただし、用具の給付等により退所（退院）可能となる者又は短期間の入院中の者は、この限りでない。ただし、頭部保護帽については第6条第9号の規定により取り扱うものとする。

（2） 自己の所有に係る家屋以外に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理者から用具の給付等につき承諾を得られないもの

（3） 要綱別表の種目欄に掲げる用具を現に所有している者

（給付等の申請）

第3条 用具の給付等を希望する者は、日常生活用具給付・貸与申請書（様式第1号）を区長に提出するものとする。

2 住宅設備小規模改修を希望する者にあつては、前項の申請書のほか、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

（1） 自己の所有する家屋に居住する者 工事計画書及び見積書

（2） 自己の所有でない家屋に居住する者 工事計画書、見積書、家屋所有者又は管理者の承諾書及び家屋に係る賃貸契約書の写し

3 申請書の提出窓口は、身体障害者（児）及び知的障害者（児）にあつては福祉保

健部障害者福祉課とし、精神障害者及び難病患者等にあつては保健衛生担当向島保健センター及び本所保健センターとする。

(用具の給付等)

第4条 区長は、当該申請者の経済状況、身体状況、家庭環境、住宅環境等を実地に調査し、用具の給付等を行うかどうか決定しなければならない。

2 区長は、18歳未満の者に対する用具の給付等の決定に際しては、必要に応じて児童相談所長の意見を聴かなければならない。また、難病患者等に対する用具の給付等の決定に際しては、必要に応じて向島保健センター長又は本所保健センター長の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による用具の給付等の決定に当たっては、当該申請者が介護保険の被保険者で、当該申請に係る用具等の種目が特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器、簡易浴槽又は住宅設備小規模改修の場合は、原則として介護保険による給付の適用となるため、給付等を行わないものとする。ただし、当該種目について介護保険による給付が受けられない場合にあつては、この限りでない。

4 区長は、用具の給付等を行うことを決定したときは、日常生活用具給付券（様式第2号）及び日常生活用具給付・貸与決定通知書（様式第3号）を当該申請者に、日常生活用具給付委託通知書（様式第4号）を当該委託業者にそれぞれ交付するものとする。また、申請を却下することに決定したときは、却下決定通知書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

5 区長は、用具の給付等を行うことを決定したときは、給付等対象者に対して本制度の趣旨、給付等の条件等を十分説明するとともに、給付等後もその適正な使用及び管理が図られるよう家庭訪問等により指導の万全を期さなければならない。

6 用具の給付等は、申請者1人につき1種目当たり1回とする。ただし、世帯内で共有することができる種目で、同一世帯内に同一種目の支給等を要する対象者がいる場合は、1世帯につき1種目当たり1回とする。

7 区長は、用具の貸与をする場合には、当該用具を利用する重度身体障害者又はこ



れを扶養する者との間に、使用貸借契約書（様式第6号）により用具の貸借に関し、契約を締結するものとする。

8 貸与された用具の返還は、当該貸与対象者の居住地において行う。

9 給付対象者又はその扶養義務者は、委託業者に日常生活用具給付券を提出するとともに、支払うこととされた額を用具の給付前に当該委託業者に支払わなければならない。

10 ストーマ用装具、埋込型用人工鼻及び紙おむつ等の給付は、一度に最大4か月分を一括給付することができるものとする。

（再給付等）

第4条の2 第2条第3号の規定にかかわらず、給付を受けた用具のうち、次のいずれかに該当するときについては、用具等の再給付をすることができる。

(1) ストーマ用装具、埋込型用人工鼻及び紙おむつ等の既給付決定期間を終了したとき。

(2) 要綱別表1において耐用年数の定めがある用具のうち、次のいずれかに該当するとき。

ア 耐用年数経過後であって、修理不能により用具の使用が困難となったとき、修理による用具の性能回復及び耐久性能と比較し、再給付が合理的かつ効果的と認められるとき、又は用具の性能等の改善に伴い再給付により用具の使用効果の向上が見込まれるとき。

イ 耐用年数経過前であって、修理不能により用具の使用が困難となったとき。

(3) 転居又は障害状況の重度化により、住宅設備小規模改修が必要と認められるとき。

（費用の支払）

第5条 給付対象者又はその扶養義務者が支払わなければならない費用については、次の各号によるものとする。

(1) 次に掲げる者については、それぞれに定める額を負担する。

ア イに掲げる者以外の者は、種目の基準額を限度とする用具費用の10パーセ

ント（1円未満切捨て）とし、月額負担上限額は37,200円とする。なお、前条第10項の規定により複数月分を一括給付するときの負担額は、1か月の基準額10パーセント（1円未満切捨て）とし、複数月分を乗じた額とする。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の3第1項第2号に掲げる者は、負担額はないものとする。

(2) 給付対象者のうち、同一月内に墨田区重度身体障害者（児）住宅設備改善費助成実施要綱（昭和61年12月8日61墨厚障第437号）による給付を受け、同要綱の規定に基づき費用の一部を負担したものにあっては、前号により算定した額から既に負担した額を控除した額

(3) 要綱別表で定める基準額を超えるものについては、その超過した額（給付等の種目の内容等）

第6条 給付等の用具の性能等については、要綱別表に定めるほか次のとおりとする。

(1) 浴槽（湯沸器を含む。）については、実用水量150リットル以上のものであれば和、洋式を問わないが、重度の身体障害者の使用に便利であるものを選定する。

(2) 上記種目の湯沸器については、要綱別表に定める性能を満たし、かつ安全性について配慮されたものであること。原則として給付は浴槽と同時に行うが、区長が必要と認める場合には浴槽及び湯沸器を個々の種目として給付できるものとする。ただし、この使用目的以外に湯沸器単独の給付は行わないこと。

(3) 前2号の条件を満たす場合には、浴槽と湯沸器が一体となっている簡易な風呂であっても、要綱別表の用具の浴槽（湯沸器を含む。）として給付する。

(4) 火災警報器の給付に当たっては、音響装置（警報ブザー）を室外にも設置する。

(5) 自動消火装置は、原則として火災警報器と一体として給付する。

(6) 透析液加温器の給付に当たっては、自己連続携行式腹膜灌流患者であることの医師の証明書を徴さなければならない。

(7) 聴覚障害者用通信装置の給付は、携帯用ファクス、ファクス及びテレビ電話とする。

(8) 頭部保護帽の給付にあたっては、「給付される本人しか使用できない用具」として入院中、施設入所中においても対象とする。なお、頭部保護帽の給付はレディメードを基本とし、オーダーメイドの場合は、医師等の意見書を必要とする。

(9) 情報・通信支援用具のソフト及び周辺機器とは、ジョイスティック、大型キーボード及び脚用マウス等の各種入力機器、画面読み上げソフト、画面拡大ソフト、音声入力ソフト、障害者用ワープロソフト、ホームページ関連ソフト、点字入力・点訳支援ソフト、音声辞書ソフト、データ管理ソフト、インターネット用音声英訳ソフト及び音声時刻表検索ソフト等をいう。

(10) 種目欄の「小規模住宅改修」の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる改修を伴う手すり等の用具の購入費及び改修工事費とする。

ア 手すりの取付け

イ 段差の解消

ウ 滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更

エ 引き戸等への扉の取替え

オ 洋式便器等への便器の取替え

カ その他アからオまでの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

2 前項第1号、第2号、第7号及び第10号に掲げるもののうち、性能を満たす用具であっても、当該用具に属さない機能を併せ持ち、主たる機能が当該用具に属するものではないと認められる場合は、対象外とする。

(費用の請求)

第7条 用具を納付した委託業者が費用を請求する場合には、当該用具に係る日常生活用具給付券を添付して、区長に請求するものとする。

(業者の選定)

第8条 委託業者の選定にあたっては、低廉な価格で良質かつ適切な供給が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案しなければ

ならない。

(給付等用具の管理)

第9条 用具の給付等を受けた者及びその扶養義務者は、当該用具を最善の注意をもって維持、管理しなければならない。

2 用具の貸与を受けた者が、身体障害者更生援護施設等へ入所するとき又はその他の事情により当該用具を必要としなくなったときは、区長に返還するものとする。

3 用具の貸与を受けた者又はその扶養義務者は、当該用具を破損し、又は滅失したときは、直ちに区長にその状況を報告し、その指示に従うものとする。

4 区長は、用具の給付等を受けた者又はその扶養義務者が第1項の注意を怠って、用具を破損し、又は滅失した場合には再給付又は再貸与を留保することができる。

(給付等台帳の整備)

第10条 区長は、用具の給付等の状況を明確にするため日常生活用具給付・貸与台帳(様式第7号)を整備しておくものとする。

(事業報告)

第11条 区長は、都知事に対し、当該年度における給付等状況を取りまとめて、この事業による当該年度の補助金実績報告の際に報告しなければならない。

付 則

この要領は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

様式 省略

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(平成十八年一月二十五日)

(政令第十号)

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一～三 (略)

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

第十八条～第四十三条の二（略）

（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあっては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

平成八年政令第十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

(支援給付に係るその他の法令の適用)

第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一～二十一 (略)

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七條、第十九條、第三十五條及び第四十三條の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

二十三～二十六 (略)



(平成六年四月六日)

(法律第三十号)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(支援給付の実施)

第十四条 この法律による支援給付 (以下「支援給付」という。) は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額 (その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。) がその者 (当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。) について生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。

2 支援給付の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活支援給付
- 二 住宅支援給付
- 三 医療支援給付
- 四 介護支援給付
- 五 その他政令で定める給付

3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額 (厚生労働省令で定める額を除く。) が当該特定配偶者 (当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。) について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき (婚姻の届出をしていないが、

事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。

- 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。
- 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。
- 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他政令で定める法令の規定を適用する。
- 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

### 第二節 定義

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2 この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。